

岩手県立大学大学院看護学研究科履修規程

平成17年規程第34号

改正 平成19年3月23日規程第6号

平成21年3月30日規程第6号

平成25年3月29日規程第8号

平成26年3月31日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条第2項の規定に基づき、岩手県立大学大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）に係る授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(課程及び専攻)

第2条 研究科の課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

2 研究科に、看護学専攻を置く。

(教育方法)

第3条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業並びに修士論文の作成又は専門看護師教育課程における演習、実習及び特定の課題についての研究に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成の指導等によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第4条 研究科においては、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目等)

第5条 授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、大学院学則別表第1のとおりとする。

2 大学院学則第17条に規定する養護教諭専修免許状の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、別表のとおりとする。

- 3 指導教員が必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目（基盤教育科目を除く。）を履修させることがある。

（研究指導）

第6条 研究指導の内容は、学生1名ごとに定めるものとする。

- 2 研究科において、教育研究上有益と認めたときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 前項の規定により受けた研究指導は、研究科委員会において審査の上、研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

（指導教員）

第7条 学位論文等を指導するため、研究科委員会の議に基づき、学生ごとに1名の指導教員を定めるものとする。ただし、必要に応じて複数の教員等の協力により指導を行うことができる。

- 2 前項のただし書により複数の教員等で指導を行う場合、1名を主指導教員とし研究指導科目を担当する教員があたり、他の教員等を副指導教員とし研究指導科目、または専門科目を担当する教員等があたる。

（履修の登録）

第8条 学生は、授業科目の履修に当たっては、前期及び後期ごとに履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録は、学内情報システムにより届け出ることにより行うものとする。

（履修の取消し）

第8条の2 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、当該授業科目の履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により学長に届け出るものとする。

（履修の制限）

第9条 履修の制限については、岩手県立大学履修規程第5条の規定を準用す

る。

(試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為)

第10条 試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為については、岩手県立大学履修規程第6条から第10条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、第9条第1項中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(学位論文等の提出)

第11条 学生は、研究指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに学位論文又は博士前期課程における特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を提出しなければならない。

2 学位論文等の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文等の審査)

第12条 学位論文等の審査は、研究科委員会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。

2 前項の論文審査委員会の審査委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 主査 1名

(2) 副査 2名以上

3 論文審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(修了試験)

第13条 修了試験は、所定の単位を修得した者又は単位を修得する見込みの者で、学位論文等を提出したものについて、論文審査委員会が、学位論文等を中心としてこれに関連する授業科目等について口頭により行う。

(修了要件)

第14条 修了するためには、大学院学則第14条により定められた在学すべき年数以上在学し、大学院学則別表第2に定める修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び修了試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の規定を適用させようとする場合の基準及び学位論文等の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 入学前の既修得単位等の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の規定を準用する。この場合において、「学則第24条第1項に規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位」とあるのは、「大学院学則第13条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)」と、「出身大学」とあるのは「出身大学の大学院」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学等において修得した単位の認定)

第16条 休学期間中の外国の大学の大学院において修得した単位の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「学則第24条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位」とあるのは「大学院学則第13条の2第1項の規定による修得したみなとみなすことができる単位」と、「修学した外国の大学」とあるのは「修学した外国の大学の大学院」と、「学部」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規程第6号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者(以下「在學生」という。)の授業科目の種類、単位数、必修又は選択の別及び修了に必要な単位数については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の種類、単位数、必修又は選択の別及び修了に必要な単位数については、当該者の属す

る年次の在学生の例による。

附 則（平成25年3月29日規程第8号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び成績の評価については、この規程による改正後の岩手県立大学大学院看護学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び成績の評価については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成26年3月31日規程第7号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考
科目区分	最低単位数		必修	選択	
養護に関する科目	24単位	看護研究法Ⅰ	2		1 必修又は選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、修了要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。 2 選択科目は、選択する研究分野の看護学演習8単位及び看護学研究8単位の計16単位を履修すること。
		看護研究法Ⅱ	2		
		看護相談援助特論	2		
		学校保健看護活動論	2		
		看護実証病態学演習		8	
		看護援助学演習		8	
		看護管理学演習		8	
		基礎・管理看護学研究		8	
		母性・女性健康看護学演習		8	
		小児看護学演習Ⅰ		2	
		小児看護学演習Ⅱ		2	
		小児看護学演習Ⅲ		2	
		小児看護学演習Ⅳ		2	
		学校保健看護学演習		8	
		母子看護学研究		8	
		成人看護学演習Ⅰ		2	
		成人看護学演習Ⅱ		2	
		成人看護学演習Ⅲ		2	
		成人看護学演習Ⅳ		2	
		老年看護学演習Ⅰ		2	
		老年看護学演習Ⅱ		2	
		老年看護学演習Ⅲ		2	
		老年看護学演習Ⅳ		2	
		成人・老年看護学研究		8	
地域保健看護学演習		8			
家族看護学演習		8			
精神保健看護学演習		8			
地域看護学研究		8			